

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買取引の制限
概要	売買取引について、不正又は不当な行為が行われたと認められるとき又は買受代金の支払いを怠った時は、売買取引を制限することがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第49条（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎卸売業者、仲卸業者又は売買参加者が、せり又は入札において不正行為、不当な価格形成等が認められる場合、その売買の差止め又はせり直し若しくは再入札を命じることがあります。 ◎取引参加者が、売買取引での不正・不当な行為が事後に認められた場合又は出荷者との間で買受代金の支払いを怠った場合、6月以内の期間を定めて売買取引への参加を差止めることがあります。 ◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、行為者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して定めます。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—